

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、千葉県行政組織条例（昭和32年条例第31号）第28条第1項の規定により設置された、千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（部会）

第2条 調整委員会は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年条例第52号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定により知事から求めのあった助言又はあっせんについて審理するため、部会を置くことができる。

2 千葉県行政組織条例第33条第2項の規定により委員長が指名する部会に属すべき委員は、対象事案ごとに適当と認める者を指名する。

3 部会における議決は、これを調整委員会に付するものとする。

（助言及びあっせん）

第3条 条例第23条第1項の規定による助言又はあっせんは書面により行うものとする。

（参考人）

第4条 調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（非公開）

第5条 条例第14条第2項、第16条第2項、第23条第1項、第24条第1項、第26条及び第31条第2項について審議が行われる場合は、会議を公開しない。

（議事録）

第6条 調整委員会は、次の事項を記載した議事録を作成する。

（1）会議の日時

（2）出席者の氏名

(3) 会議に付した議事の件名

(4) 議事の概要

(5) その他必要な事項

2 議事録には、委員長及び委員長の指名する委員1名が署名する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年2月6日から施行する。